

横浜市港北区公の施設の指定管理者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 港北区が所管する公の施設の指定管理者の指定等に関しては、法令、条例その他別に定めるもののほか、この要綱による。

(指定管理者の指定の基準)

第2条 横浜市地区センター条例施行規則第4条第1項、横浜市地域ケアプラザ条例施行規則第4条第2項、横浜市老人福祉施設条例施行規則第5条第3項、に規定する区長が定める指定管理者の指定の基準、並びに横浜市公園条例施行規則第9条の2及び区長委任規則第2項第6号の2の規定により区長が定める指定管理者の指定の基準を定めるに当たっては、区長は、あらかじめ、第4条に規定する港北区指定管理者選定等委員会（以下、「委員会」という。次条において同じ。）の意見を聴かななければならない。

2 区長は、横浜市福祉保健活動拠点条例第1条第2項別表に定める福祉保健活動拠点の指定管理者の指定の手続きを行うに当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴いて指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(区長が必要と認める書類)

第3条 横浜市地区センター条例施行規則第5条第2項第5号、横浜市地域ケアプラザ条例施行規則第5条第2項第5号、横浜市老人福祉施設条例施行規則第6条第2項第5号及び横浜市福祉保健活動拠点条例施行規則第4条第2項第6号に規定する区長が必要と認める書類、並びに横浜市公園条例施行規則第9条の3第2項及び区長委任規則第2項第6号の2の規定により区長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 過去3年分の法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の納税証明書
- (2) 過去3年分の貸借対照表及び損益計算書
- (3) 現在の組織・人員体制を示す書類、就業規定、給与規定等
- (4) 団体の設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかる書類
- (5) その他、委員会が必要と認める書類

(指定管理者選定等委員会)

第4条 公平かつ適正な指定管理者の選定等を行うため、区長の諮問機関として、港北区指定管理者選定等委員会（以下、この要綱において、「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、10人以内とする。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(指定管理者の選定及びその報告等)

第5条 区長は、指定管理者を選定するに当たっては、委員会の意見を尊重しなければならない。

2 区長は、指定管理者を選定したときは、すみやかにその施設を統括する局長に報告しなければならない。

(事業報告書)

第6条 区長は、指定管理者から地方自治法（以下、この要綱において、「法」という。）第244条の2第7項に規定する事業報告書の提出を受けたときは、すみやかにその施設を統括する局長にその写しを送付するとともに、直近に開催される委員会に報告しなければならない。

(報告、調査、指示)

第7条 区長は、法第244条の2第10項の規定に基づき、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必

要な指示をしたときは、すみやかにその施設を統括する局長に報告するとともに、直近に開催される委員会に報告しなければならない。

(指定の取り消し、業務の停止)

第8条 区長は、法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずるときは、あらかじめその施設を統括する局長と協議しなければならない。

2 前項の協議の結果、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときは、直近に開催される委員会に報告しなければならない。

(その他)

第9条 区長は、この要綱の施行に関し必要な事項を定めることができる。

(付則)

1 この要綱は、平成17年3月22日から施行する。

横浜市港北区地区センター指定管理者の指定に関する要綱(平成15年11月7日制定)は廃止する。

2 この要綱は、平成17年9月30日から施行する。

横浜市港北区公共施設指定管理者の指定に関する要綱(平成17年3月22日制定)は廃止する。